新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

保険税の減免対象となる方

1. 世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
2. 世帯の主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの減少が見込まれ、以下の（ア）から（ウ）のすべてに該当する世帯の方
3. 令和４年中の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和３年分に比べて３割以上減少する見込みであること
4. 世帯の主たる生計維持者の令和３年分の合計所得金額が1,000万円以下であること
5. 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の令和３年分の所得の合計が400万円以下であること

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

**保険税を全額免除**

**保険税の一部を減額**

保険税の減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額（Ａ×Ｂ／Ｃ）に減免割合（Ｄ）をかけた金額です。

|  |  |
| --- | --- |
| 減免対象の保険税額（Ａ×Ｂ／Ｃ） | 合計所得金額に応じた減免割合（Ｄ） |
| 1. 世帯の被保険者全員について算定した保険税
2. 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
3. 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
 | 300万円以下：全部（10分の10）400万円以下：10分の8550万円以下：10分の6750万円以下：10分の41,000万円以下：10分の2 |

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

※非自発的失業者（倒産・解雇などの理由で離職された人）の保険税軽減制度の対象となる場合は、給与以外の事業収入等の減少が見込まれなければ本減免制度の対象となりません。

減免申請の期限　　令和５年３月３１日まで（消印有効）

**※令和3年分・令和2年分の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年分に比べて**

**3割以上減少していた場合も、同様に減免対象となる場合がありますので、下記にお問い合わせください。**

**【お問い合わせ先】亀山市市民課国民健康保険グループ（ＴＥＬ０５９５－８４－５００６）**

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方ですか？

いいえ

はい

裏面①の減免対象となります。

世帯の主たる生計維持者の令和３年分の収入に**給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入**のいずれかがありましたか？

※年金や報酬などの雑収入、株の収入のみの方は対象外

いいえ

はい

次の（ア）から（ウ）のすべてに該当していますか？

1. 令和４年中の**給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入**のいずれかが令和３年分に比べて３割以上減少する見込み
2. 世帯の主たる生計維持者の令和３年分の合計所得金額が1,000万円以下である
3. 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入以外の令和３年分の所得の合計が400万円以下である

減免対象外です。

【注意】

非自発的失業者（倒産・解雇などの理由で離職された人の保険税軽減制度の対象となる場合は、給与以外の事業収入等の減少が見込まれなければ本減免制度の対象となりません。

いいえ

はい

裏面②の減免対象となります。

減免対象外です。

**※令和3年分・令和2年分の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、前年分に比べて**

**3割以上減少していた場合も、同様に減免対象となる場合がありますので、下記にお問い合わせください。**

**新型コロナウイルス感染症に伴う**

**国民健康保険傷病手当金について**

　亀山市国民健康保険の加入者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、一定の要件を満たした場合に限り、その就労ができなかった期間、傷病手当金を支給します。

【対象となる方】

次の１～４のすべてに該当する方

1. 亀山市国民健康保険に加入している
2. 勤務先から給与等の支払いを受けている
3. 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染の疑いがあり、療養のため連続して４日以上仕事を休んでいる
4. 仕事を休んでいる間、勤務先から給与等の全部または一部が支給されなかった

※支給を受けるためには、申請が必要です。